平成２４年（フ）第２４８号
埼玉県春日部市粕壁6947番地１
破産者　株式会社ＡＰＳ
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
埼玉県三郷市早稲田８丁目15番地16
破産者　平成鋼業株式会社
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
東京都町田市鶴間１丁目18番13号　セブンハイツ南町田１Ｆ
破産者　有限会社ケイカク
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２０３号
新潟市東区豊２丁目３番45号
破産者　合資会社テプロ
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４０号
石川県羽咋市粟生町ミ７番地１　テクノウィン内、商業登記簿上の本店所在地金沢市鞍月２丁目２番地
破産者　岸商事株式会社
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
静岡県沼津市上香貫槇島町1360番地
破産者　株式会社田崎鐵工所
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
東京都江戸川区江戸川５丁目13番14号、現在事項全部証明書上の本店東京都江戸川区中葛西７丁目26番13号
破産者　サンエス運輸株式会社
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５９号
福島市飯坂町字横町29番地
破産者　有限会社岩城屋衣料品店
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
福島県いわき市常磐上湯長谷町梅ケ平４番地
破産者　いその商事株式会社
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４７２号
東京都調布市国領町８丁目２番地９ライフタウン国領２―1406、開始決定時の住所東京都国分寺市内藤２丁目33番地17
破産者　上杉みどり
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０９８号
神奈川県茅ヶ崎市香川７丁目７番47号
破産者　株式会社光陽都市計画
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１７号
横浜市中区本牧町２丁目471番地６
破産者　株式会社旬花
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
山梨県甲府市国母８丁目26番７号
破産者　インターフェイス・テクノロジー株式会社
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
岐阜県山県市高木1548番地５
破産者　くのかだんこと　九野　　清
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９７号
愛知県岡崎市下三ツ木町字築山47番地１
破産者　有限会社不二テック
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８９号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地６棟603号
破産者　有限会社ケイ・テキスタイル
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８１２号
東京都目黒区祐天寺２丁目８番16号
破産者　株式会社アトリクス
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７０号
東京都板橋区前野町２―15―７　ライオンズマンションときわ台第２―107、住民票上の住所埼玉県上尾市二ツ宮835―24
破産者　後藤　伸一
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８７号
東京都港区赤坂４丁目12番５号
破産者　株式会社トーキョウグレートヴイジュアル
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３６１号
東京都葛飾区白鳥２丁目16―８―303
破産者　小熊　高夫
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２３号
東京都狛江市岩戸南１丁目17―１
破産者　田中　正則
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部